

第六十一号議案

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年三月江戸川区条例第五号）の一部を次のように改正する。

付則第三項ただし書中「保育士」の下に「（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、付則第五項又は第六項の規定により保育士とみなされる者及び同条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

付則第七項中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい」を「省令第三十三条第二項」を「同条第二項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正に伴い、保育所において保育を行う看護師等の支援を行うべき保育士につ

いで、保育士とみなされる理学療法士等を除くほか、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出いたします。